

第195回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第9号

令和2年8月4日かすみがうら市農業委員会告示第9号をもって、令和2年8月11日(火)  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第195回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和2年8月11日(火) 午後2時00分開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員 (新型コロナウイルス感染拡大予防のため出席委員を過半に減じて開催)

3番 海東 功      4番 外塚 孝雄      5番 塚本 茂      6番 飯田 敬市  
7番 貝塚 光章      8番 井坂 孝雄      9番 谷中 昌      10番 中山 峰雄  
13番 市川 敏光

4. 欠席委員 (新型コロナウイルス感染拡大予防のため出席を求めない委員)

1番 栗山 千勝      2番 塚本 勝男      11番 鈴木 良道      12番 久松 弘叔  
14番 栗原 進一      15番 欠員

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫  
主任 松澤 智之                      主事 下川 華帆

6. 議事録署名委員

6番 飯田 敬市      7番 貝塚 光章

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第25号 制限除外の農地移動届出の受理について

- ⑤ 議案審議について

議案第52号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第53号 農地法第4条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 現況証明願の交付決定について

議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について

- ⑥ その他

8 閉会

午後2時35分開会

事務局長	それでは、只今から、令和2年度 第195回農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は9名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。
事務局長	それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長をお願いいたします。
議長	中山会長あいさつ
議長	はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、6番 飯田敬市 委員、7番 貝塚光章 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の下川主事を指名いたします。
議長	次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。  (異議なしの声あり)
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	最初に報告第23号から報告第25号までの報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が配布されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。
4番 外塚委員	●番の●●●●さんは、この前、亡くなったかと思うのですが、相続とかやっとなければ、そのままですか。
事務局	こちら届出の案件になっておりまして、亡くなったのは、ちなみに何日ですか。届出いただいているのが、7月14日なんですよ。届出については、あげていただいた時点で受理ということなので、今回、この報告ということになっている。受けた時点で、効力が発生する形になりますので、なお、申請の時点でお亡くなりになっていた場合は、ちょっと問題なのかなと思うのですが、お亡くなりになる前であれば特に問題はないかなという認識でおります。 この時点で亡くなっていなければ、相続人の代表とか、そういう届出は必要ないので、あくまで、7月14日に届出をして、うちで受理をして効力が発生しておりますので、今の時点で亡くなっていたとしても、7月14日時点で亡くなっていなければ、特に問題はないかという認識でおります。
議長	よろしいですか。
4番 外塚委員	はい、わかりました。
議長	その他、ありますか。 ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。 「議案第52号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。
議長	事務局より、議案の朗読をお願いします。

事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
5番 塚本委員	8月4日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、海東委員と外塚委員と私の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。それでは説明いたします。 番号1番は、●地内の●●●●から約200m南西に位置する田1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 番号2番は、●●●地内の●●●●保育園から約400m北東に位置する畑2筆と500m北東に位置する畑3筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。 番号3番は、●●地内の●●●●●●●●●●から約600m西に位置する田畑13筆と、約200m北西に位置する田畑4筆になります。現況は、多少雑草が繁茂している筆がありました。概ねきれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。野菜、水稻を作付けする計画です。 番号4番は、●●●●地内の●●●●●●●●●●から約60m南西に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。りんご、梨、ぶどうを作付けする計画です。 番号5番、番号6番は、譲受人が同一であるため、一括で説明します。場所は、●●●●地内の●●●●●●●●●●保育園から約200m南西に位置する畑1筆と●●●●地内の●●●●公民館から約450m北東に位置する畑1筆になります。現況は、いずれもきれいに管理されていました。申請人は、新規就農のため今回の申請に至りました。●●●●は、梨、●●●●は、にんにく、とうがらしを作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく申し上げます。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号5番、番号6番については、借り人が同一で関連がありますので、一括審議といたします。番号5番、番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番、番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第52号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第53号農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
4番 外塚委員	それでは説明いたします。 図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、●●●地内県道沿いの株式会社●●●●から約400m西に位置する畑1筆になります。こちらは第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、自己住宅として使用するため今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第53号 農地法第4条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に、「議案第54号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
4番 外塚委員	それでは説明いたします。図面番号2番をご覧ください。 番号1番は、●●小学校から約150m北西に位置する畑1筆になります。こちらは第1種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は自己住宅として使用するため今回の申請に至りました。申請地は第1種農地ですが、集落接続が確保されていることから不許可の例外にあたりますので、転用による影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第54号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第55号現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	(事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
4番 外塚委員	それでは、説明いたします。 図面番号3番をご覧ください。 番号1番は、●●●●●●●●から約800m北東に位置する畑1筆になります。 こちらは、昭和54年頃から宅地として利用され、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 次に、図面番号4番をご覧ください。 番号2番は、●●●●地内の●●●●●●●●から約300m北に位置する畑1筆になります。 こちらは、昭和62年頃から物置として利用され、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付

	することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について原案のとおり交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第55号現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第56号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 9ページをご覧ください。今回利用権の設定は、全体で14件、面積は27,517㎡です。内訳は再設定1件、新規13件で主な作付け作物はレンコン・そば・水稻・野菜です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第56号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第56号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。  (意見、質問等なし)
議 長	次に、来月の総会は、9月10日(木)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、飯田敬市委員、貝塚光章委員、井坂孝雄委員です。 日時は、9月3日(木)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしく お願いします。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局長	①農地利用状況調査について ②農業委員会活動記録簿の提出について ③農業委員会総会の運営(下半期)について
議 長	只今、事務局長から説明がありましたが、今後の総会の運営について、皆様のご意見を伺いたいと考えておりますが、9月までは変則の形態、10月からは、案として、A案、B案あるんですが、どのようにしたらいいか、ご意見をいただきたい と思います。よろしくお願いします。

	<p>それで、今日の会場は全員参加の形態をとったのですよ。距離を置いてということ。</p>
<p>9番 谷中委員</p>	<p>参加してスペースがあるならば、全員参加がいいんじゃないですか。感染防止の条件があると思うのですよ。その条件を満たせるのであれば、全員参加してもらったほうが、なんか、私も2回ばかり休みもらったのですが、なんとなく気がぬけるような感じで、だから、条件を満たせば、農業委員は、全員総会に出席していただく方向がいいんじゃないかと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>今、谷中委員さんから、10月から全員参加の方向でやったらいいんじゃないかという意見がありましたが、他の委員さん、どうですか。 マスク着用、そして消毒、あとは、間隔をあけてということであれば、そんなに問題はないと、私は思うのですが、ただ、今、感染が拡大中ということもあるので、かすみがうら市では感染者は出てないですが、これもどうなることやら。</p>
<p>6番 飯田委員</p>	<p>8月の総会の出席者は、9名ですが、9月の総会にも、8名か、9名来るわけですよ。9月には状況も変わってくると思われまますので、9月にも意見を集約して、最終決定したほうが良いのではないかと思います。クラスターとか2次感染が広がっている状況ですので、茨城県で、かすみがうら市では出てないですがね。幸いですがね。9月には、また変わるので、意見を集約して、最終的には9月総会で判断してもらおうということで、これ、両方の意見です。</p>
<p>議 長</p>	<p>今日、参加している委員さんの意見は、どうですか。今日のような形でやれば、だいじょうぶというのが大半なんですかね。 8月の総会出席の委員さんは、10月からは、元に戻してという意見で、9月の総会において他の委員さんの意見をお伺いして、全員参加でいいだろうということになれば、10月から、戻すということで、そういう形でもっていきますか。 9月に相談かけて、10月から元に戻すということで、進めてまいりますので、よろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上を持ちまして、第195回総会を閉会いたします。 慎重審議 大変ご苦労様でした。</p>